

国登録有形文化財(建造物)の制度について

従来の文化財指定制度(国の指定)を補完する新しい保護手法として、平成8(1996)年10月の文化財保護法改正により導入された文化財保護制度。

登録の対象となるものは、建築後50年を経過した建造物で、かつ次のいずれかの基準に該当するものである。

- 1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 2 造形の規範となっているもの
- 3 再現することが容易でないもの

また、建造物とは住宅・工場・社寺・事務所等の建築物、橋梁・ダム・トンネル・堤防・水門等の土木構造物や煙突・塀などの工作物が該当する。

登録有形文化財(建造物)の登録状況

1 愛知県について

登録有形文化財(建造物)の登録件数は、今回の答申数(4件)を加えて、官報告示を経て、580件となる予定である。

2 全国について

登録有形文化財(建造物)の登録件数は、今回の答申数(130件)を加えて、官報告示を経て、14,630件となる予定である。

区 分		新 規 登 録	累 計※
登 録 数	愛 知 県	4件	580件
	全 国	130件	14,630件

※未告示分を含む